

松川村新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金

松川村商工会会員（※）を対象に緊急対策給付金を支給することとなりました。

現在、影響を大きく受けた飲食店を優先し、給付金の案内を郵送しています。

3密を避けるため、飲食店に関しては、4月30日と5月1日に、

その他の業種に関しては、送付案内により給付日を指定させていただいております。

案内が届きましたら、ご確認のうえ商工会窓口にお越しくください。

尚、未加入事業所様（※）にも加入していただいた上で支給いたします。

把握出来ている限りの事業所様には、随時加入及び支給案内を送付いたします。

未加入で給付金受給をご希望の事業所様は、ご連絡ください。

※給付対象事業所とは・・・村内に本店、拠点を構える事業所

松川村商工会 0261-62-2557